

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 福井国民年金 事案 248

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金保険料納付記録照会を行ったところ、申立期間の保険料が未納であることが分かった。

私の国民年金については、父が加入手続を行うとともに、婚姻するまでの間の保険料についても父が納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。過去に国民年金保険料の過誤納によって保険料の還付請求を行ったが、市役所から保険料の未納があることについて一切説明はなかったため、当然、加入期間の保険料は全て納付済みであると思っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と短期間であるとともに国民年金加入期間について申立期間を除き保険料を全て納付済である。

また、申立人は、「私の国民年金の加入手続は父親が行い、保険料の納付についても、婚姻前まで父親が納めてくれていた。」と供述しているところ、その両親のオンライン記録を見ると、国民年金制度発足当時の昭和 36 年 4 月 1 日に任意加入被保険者として資格を取得しており、加入可能年数の保険料を全て納付していることから、両親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月 10 日に払い出され、国民年金制度発足時の同年 4 月 1 日に資格を取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の保険料は、現年度納付することが可能であるところ、納付意識の高い申立人の父親が加入手続を行い

ながら申立人の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月

ねんきん定期便を見たところ、国民年金加入期間のうち、申立期間の1か月が未納とされていた。

私は、平成3年4月頃、自分がA市B区役所に出向いて国民年金の第3号被保険者の加入手続を行った際、当該区役所の担当者から、国民年金第1号被保険者としての未納期間があるとの説明を受けた。その後、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が送付され、当該保険料を納付したことを覚えているので、申立期間の1か月間のみが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している（第3号被保険者期間239か月を含む。）。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月1日に払い出され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した2年8月1日に遡って資格取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人のオンライン記録によって、申立期間直後の2年9月及び同年10月の保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、僅か1か月の過年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が納付書で納めたと申し立てている保険料額は、申立期間当時において過年度納付するのに必要な保険料額とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 20 年 5 月から同年 8 月までは、32 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月 11 日から同年 8 月 1 日まで  
② 平成 10 年 8 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、平成 10 年 4 月 11 日に A 社に店長候補の社員として採用されたが、ねんきん特別便を見ると、厚生年金保険の資格取得日が 10 年 8 月 1 日となっており、入社日と相違しているため年金記録を訂正してほしい。

また、平成 10 年 8 月から 20 年 8 月までの期間については、同社から支給された給与支給額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に長期にわたり届出されていることが分かった。私が将来受給する年金に大きく影響することから正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 4 月 11 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認、同年 8 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、

厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間②のうち、平成 10 年 8 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間②のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、同年 5 月から同年 8 月までは 26 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 5 月から同年 8 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

申立期間①について、同社の回答から、申立人が申立期間①当時、同社に継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、同社は、「関係書類が残されていないので、当時の状況は分からないが、申立人は、平成 10 年 4 月 11 日から同年 7 月 31 日までは臨時雇用で、同年 8 月 1 日から正社員として雇用されたものと考えられる。また、当社は、現在も試用期間を設けており、その間は社会保険に加入させていないので、当時も同様の取扱いであったと考えられるが、社会保険の未加入者の給与から社会保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「私の周りには試用期間経過後に正社員となった者がいた。」旨を供述しているほか、他の同僚も試用期間が設けられていたと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、平成 10 年 8 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を決定又は改定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかしながら、申立期間②のうち、平成10年8月から20年4月までについては、以下のとおり判断される。

平成10年8月から13年6月までについては、給与明細書が無いことから、保険料控除額を確認することができない。

平成13年7月から18年4月までについては、申立人が所持している同社の年俸通知書から報酬月額は確認できるものの、給与明細書が無いことから、保険料控除額を確認することができない。

平成18年5月については、申立人から提出された給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

平成18年6月については、給与明細書が無く、保険料控除額を確認することができないが、前後の月の給与明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

平成18年7月から同年9月までについては、申立人から提出された給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

平成18年10月については、給与明細書が無く、保険料控除額を確認することができないが、前後の月の給与明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

平成18年11月から20年4月までについては、申立人から提出された給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成10年8月から20年4月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支部における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間があることが分かった。

私は、昭和36年10月にA社B支部（現在は、C社）に入社した。39年10月1日に同社B支部から同社D事務所に転勤し、57年10月15日に退職するまでの間、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白が生じていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、複数の同僚の供述及び現事業主の回答から、申立人がA社に継続して勤務（同社B支部から同社D事務所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「異動発令日の数日前に直属の上司である課長からD事務所への異動を内示され、昭和39年10月1日に辞令交付を受けてから、事務引継ぎや引っ越し準備を行い、同年10月5日（月）からD事務所に出勤した。」と異動時の状況を具体的に供述しているところ、同社D事務所の経理担当者は、「当時は、D事務所はB支部の下部組織であった。同一組織内の転勤であるので、厚生年金保険の加入期

間に1か月の空白期間があることは不自然である。申立人の資格取得日が昭和39年10月1日であるならば、同日付けの定期人事異動でB支部からD事務所に転勤したものと考えられる。」旨供述している。また、当時、同社D事務所に勤務していた同僚は、「申立人がB支部からD事務所に転勤してきたのは、10月の定期人事異動であったと思う。」旨供述しており、申立人の転勤異動日についての供述には不自然さはいかたがえないうえ、同社B支部における資格喪失日を昭和39年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年8月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、昭和 42 年 8 月頃に A 市役所で自ら加入手続を行い、市役所から送付されてきた納付書で、市役所の収納窓口及び金融機関において納付していたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 8 月頃に自ら国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月 18 日に夫婦連番で払い出されており、39 年 8 月に遡って資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、申立期間の保険料については現年度納付をすることができず、特例納付及び過年度納付により納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関して具体的な供述が得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。

また、申立人は、「夫婦の国民年金保険料については、加入手続以降、市役所から送付されてきた納付書によって私が納付した。」旨供述しているが、A 市において納付方法が印紙検認方式から納付書方式に変更されたのは昭和 47 年 4 月からであることが確認できる上、申立人の妻も申立期間に相当する期間の保険料は未納となっており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格記録及び納付記録は全て一致しており、行政機関の記録に不自然な

点はみられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 251

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年3月まで

ねんきん特別便を見たところ、申立期間について、国民年金の加入記録が無い上、納付記録も無いことが分かった。私が大学生であった20歳当時に国民年金に任意加入し、母が家族の分と一緒に保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市町村役場で納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月26日に払い出され、同年4月1日に資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、45年3月から47年3月までは大学生であったことから任意加入被保険者として、47年4月から48年3月までは強制加入被保険者としてそれぞれ国民年金に加入することになるが、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿（電算記録）、特殊台帳及びオンライン記録を確認したところ、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得記録を確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の母親からも、国民年金の加入手続状況や保険料の納付状況に関して具体的な供述が得られない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらない上、市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）、特殊台帳及びオンライン記録の資格記録及び納付記録は全て一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 4 日から平成 4 年 9 月頃まで  
平成 21 年 1 月に社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険被保険者加入期間照会をしたところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入期間が見当たらない旨の回答を受けた。私は、昭和 58 年 6 月上旬に別の事業所を退職の後、A社において平成 4 年 9 月頃まで勤務し、厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社にB係として勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録により、昭和 58 年 11 月 15 日から 60 年 5 月 8 日までの期間及び 60 年 7 月 13 日から平成元年 7 月 15 日までの期間に、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 63 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち、58 年 6 月 4 日から 63 年 11 月 30 日までの期間は、適用事業所となっていない。また、事業主は、「当社が適用事業所となった時点において、全従業員を対象として社会保険の適用についての説明会を開き、各従業員の意思を確認の上、希望者についてのみ社会保険の加入手続を行った。申立人については、社会保険の加入を希望しなかったことから、当該手続を行っていない。」旨を回答しているほか、申立期間前から在籍している経理事務担当者は、「当時、大半のB係の方は、社会保険への加入を希望しておらず、当然のことながら、未加入者の給与から社会保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

さらに、同社が適用事業所となった日において、厚生年金保険の被保険

者資格を取得している者は 19 人であることがオンライン記録から確認できるところ、申立人は、「当時の従業員数は約 60 人で、うち B 係は約 20 人であった。」と供述していること、及び申立人が名前を挙げた同僚（B 係）の同社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことなどを踏まえると、上記の事業主の回答及び経理事務担当者の供述どおりの取扱いが行われていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年3月20日まで  
昭和26年4月1日にA社（現在は、B社）が経営していたC県D高等学校（現在は、C県立E高等学校）に入学した。  
当時、同校は、昼間定時制高校であり、全校生徒が、1週間のうち3日間は通学し、3日間は数社の事業所に分かれて勤務していた。  
私は、入学と同時にA社で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和27年3月20日となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立人及び申立人のC県D高等学校における同級生のうち、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によって被保険者記録が確認できた124人について、被保険者の資格取得日を見ると、102人が入学の1か月半後の昭和26年5月15日に資格を取得している一方、申立人を含めた12人が27年3月20日に資格を取得していることが確認できる。

また、上記12人のうち、申立人を除く11人に照会した結果、8人は、勤務開始時期よりも厚生年金保険被保険者資格取得日が遅れている（約8か月から11か月）状況が確認できたことから、同社では、一定期間に勤務を開始した者を特定日にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる上、当該8人からは、勤務開始後、厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和27年3月20日）までの保険料控除に関して

積極的な供述を得ることができなかった。

さらに、事業主は、「当時の状況が分かる者は全員亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで  
妻の国民年金の第 3 号被保険者期間の記録から、私の申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることが分かった。  
私は、昭和 61 年 10 月に A 社に入社し、62 年 6 月 30 日まで継続して勤務しており、この間、厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払内訳書を見ると、申立人が A 社を退職し、被保険者資格を喪失した昭和 62 年 6 月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が入社した月分（昭和 61 年 10 月）のものと考えられる当該内訳書には、「 $151,300 \times 12 / 23$ 」と記載されており、分母及び分子は、給与締切日が毎月 20 日であって、日曜・祝日を休業とした場合の同社における昭和 61 年 10 月の就労可能日数（23 日）及び同年 10 月 6 日から 20 日までの就労可能日数（12 日）と一致している。また、上記と同様に、62 年 7 月分（昭和 62 年 6 月 21 日から退職日まで。）の当該内訳書には、「 $153,800 \times 6 / 25$ 」と記載されており、同社における同月の就労可能日数（25 日）及び同年 6 月 21 日から雇用保険の離職日（昭和 62 年 6 月 27 日）までの日数（6 日）と一致していることを踏まえると、申立人は、同年 6 月 20 日の給与締切日以降において同年同月 21 日から同年同月 27 日までの 6 日間についてのみ勤務したものと推認される。

また、複数の同僚が申立人を記憶しているものの、申立人の同社におけ

る退職日については具体的な供述が得られない。

さらに、申立人の同社に係るオンライン記録（保存記録照会回答票）を見ると、資格喪失に係る事務処理が資格喪失日の翌日である昭和 62 年 6 月 30 日に行われていることが確認できるほか、当該回答票には、健康保険被保険者証の回収日として「昭和 62 年 6 月 30 日」、回収区分として「添付」の記録が残されていることなどを踏まえると、事業主は、同年 6 月 29 日を申立人の資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出たものと考えられ、ほかに申立人が同年 6 月 30 日まで勤務していたことを確認又は推認できる資料及び証言は得られない。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、同社に係る離職日は、厚生年金保険の資格喪失日から判断される退職日より更に 1 日前の昭和 62 年 6 月 27 日となっていることが確認できる上、同社は既に破産し、当時の事業主は死亡しているほか、役員であった事業主の妻は「関係資料は全く残っていないので当時の状況は分からないが、届出は適切に行っていたはずである。」と回答している。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の主張する昭和 62 年 6 月は、厚生年金保険法の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 2 月 20 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 2 月 20 日まではA社B支店（現在は、同社C支店に統合）に、37 年 11 月 1 日から 38 年 2 月 20 日まではD社（現在は、E社に名称変更）にそれぞれ勤務したが、当該期間の年金記録が無いことが分かった。

両社とも冬季の臨時の業務に従事したが、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料が給与から控除されていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同様の業務内容及び勤務形態であった同僚の供述から、申立人がA社B支店に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、同社C支店総務課長は、厚生年金保険の取扱方針について、「冬季のみの臨時的に雇用した者については厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している上、申立人の同僚3人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を確認しても該当する記録は見当たらない。

また、当該同僚3人のうち申立人と同時に勤務を開始したとする2人は、「厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているほか、申立期間当時の事務担当員及び現場作業従業員（2人）は、「臨時職の時は厚生年金保険に加入せず、正社員となった時点から加入したと思う。」旨を供

述していることを踏まえると、同社は、臨時に雇い入れた従業員については、厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、申立人がD社の工場責任者であったとして名前を挙げた当該者の妻及び同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、申立人が申立人と同様の業務内容及び勤務形態であったと記憶している同僚2人について、同社に係る健康保険記号番号順索引簿等を確認しても該当する記録は見当たらない。

また、同社の人事担当者は、「季節的に短期間雇用した者を厚生年金保険に加入させていたか否かについては、関係資料が無く、当時のことを知っている者が在籍していないので分からない。」旨を回答している。

さらに、同社に係る健康保険記号番号順索引簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。